

◎新潟県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西飛山能生線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字西飛山字イタヒラ1856番3から	新	27.0～82.8メートル	143.9メートル
同市大字西飛山字ブドウ平1796番3まで	旧	7.2～77.8メートル	144.8メートル